

政府管掌健康保険の公法人化について

・ 都道府県単位を軸とする医療保険者の再編・統合	1
・ 政府管掌健康保険の公法人化について	2
・ 政管健保の公法人化の概要	3
・ 運営委員会の委員及び評議会の評議員の選任のイメージ	5
・ 保険料率の決定プロセス	6
・ 都道府県単位保険料率の設定のイメージ	7
・ 都道府県単位保険料率の機械的試算(平成15年度)	8
・ 保険料率の上下限について	9
・ 政管健保・厚生年金の実施体制のイメージ	10
・ 全国健康保険協会の業務について	11
・ 全国健康保険協会の設立委員について	12
・ 全国健康保険協会の設立に向けてのスケジュールのイメージ	13
・ 政管健保の公法人化を見据えた体制づくりの推進について	14
・ 全国健康保険協会のシステムの構築に向けた基本的な考え方	16

※ 健康保険法等の一部を改正する法律案は6月14日に成立し、同月21日に公布。

都道府県単位を軸とする医療保険者の再編・統合

保険財政運営の規模の適正化、地域の医療費水準に見合った保険料水準の設定のため、保険者について、都道府県単位を軸とした再編・統合を推進する。

市町村国保

小規模保険者が多数存在



- 都道府県単位での市町村国保の保険料の平準化や財政の安定化を図るため、保険財政共同安定化事業を実施する。
- 高額医療費共同事業や保険者支援制度等の、市町村国保の財政基盤強化策を継続する。
- 小規模保険者の保険運営の広域化を図るため、都道府県が積極的な役割を果たす。

政管健保

約3500万人の加入者を有する全国一本の保険者



- 国とは切り離れた全国単位の公法人を保険者として設立。
- 都道府県単位の財政運営を基本とし、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定する。

健保組合

小規模、財政窮迫組合が多数存在



- 同一都道府県内の健保組合の再編・統合の受け皿として、企業・業種を超えた地域型健保組合の設立を認める。

政府管掌健康保険の公法人化について

改革の視点

○ 都道府県単位の財政運営

国と切り離れた保険者として全国健康保険協会を設立し、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とする。

○ 財政運営の安定化

被用者保険の最後の受け皿であることから、解散を認めない法人として政府により設立し、財政運営の安定化のために必要な措置を講ずる。

○ 自主・自律の保険運営

保険料を負担する被保険者等の意見を反映した自主自律の保険運営を確保するとともに、非公務員型の法人とし、業務の合理化・効率化を推進する。

国(厚生労働省)

厚生労働大臣

制度の企画・立案

社会保険庁

政管健保の保険者事務の実施

- 全国一本の保険運営
- 全国一本の保険料率
- 厚生年金と一体の適用徴収

保険者機能の発揮

- ・ 運営の自主性・自律性
- ・ 給付と負担の公平

国(厚生労働省)

公法人(全国健康保険協会)

設立・監督

運営委員会

(事業主・被保険者・学識経験者により構成)

理事長

A県支部

Z県支部

評議会

a%

評議会

z%

監事

外部監査

県単位で保健事業等の事業運営について意見を聴く
(事業主・被保険者・学識経験者により構成)

県単位での保険料率に基づく財政運営

政管健保の公法人化の概要

1. 政管健保の公法人化

- 健康保険組合に加入していない被用者の健康保険事業を行う保険者として全国健康保険協会(以下「協会」という。)を設立する(平成20年10月)。適用・徴収業務は、ねんきん事業機構において行う。
- 組織
 - ・運営委員会(事業主3名、被保険者3名、学識経験者3名の計9名を大臣が任命)を設ける。予算、事業計画、保険料率の変更等は運営委員会の議を経なければならないものとする。
 - ・理事長は、運営委員会の意見を聴いて、大臣が任命する。
 - ・理事(5人以内)は理事長が任命する。監事(2人)は厚生労働大臣が任命する。
 - ・都道府県ごとに支部を設けるとともに、評議会(評議員は、評議員事業主、被保険者、学識経験者から支部長が委嘱)を置き、支部の業務について意見を聴く。
 - ・職員は理事長が任命する
- 解散等
 - ・協会の解散については、別に法律で定める。
 - ・協会は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

2. 都道府県単位の財政運営

- 都道府県ごとに、年齢構成や所得水準の違いを調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定する。(なお、都道府県単位の保険料率への移行に伴い、保険料率が大幅に上昇する場合には、5年間に限り、激変緩和措置を講ずる)
- 都道府県単位保険料率は、各支部の評議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経て決定する。
- 協会成立後1年以内に都道府県単位保険料率を決定するものとし、それまでの間は政管健保の保険料率を適用。

3. 財政運営の安定化等

- 予算や事業計画、財務諸表等は大臣認可とする。
- 協会は、毎事業年度、会計監査人の監査を受けるほか、厚生労働大臣の業績評価を受けなければならない。
- 保険料率の変更は大臣認可とするとともに、保険料率の変更命令や職権変更の権限を大臣に付する。
- 保険料率の上下限(現行66‰～91‰)は、健保組合と同様とし、30‰～100‰に改める。
- 2年ごとに5年間の収支の見通しの作成を義務づける。
- 準備金の積立てを義務づける。
- 借入金は大蔵省認可にする等の規制を行うとともに、借入金には政府保証を付することができるものとする。

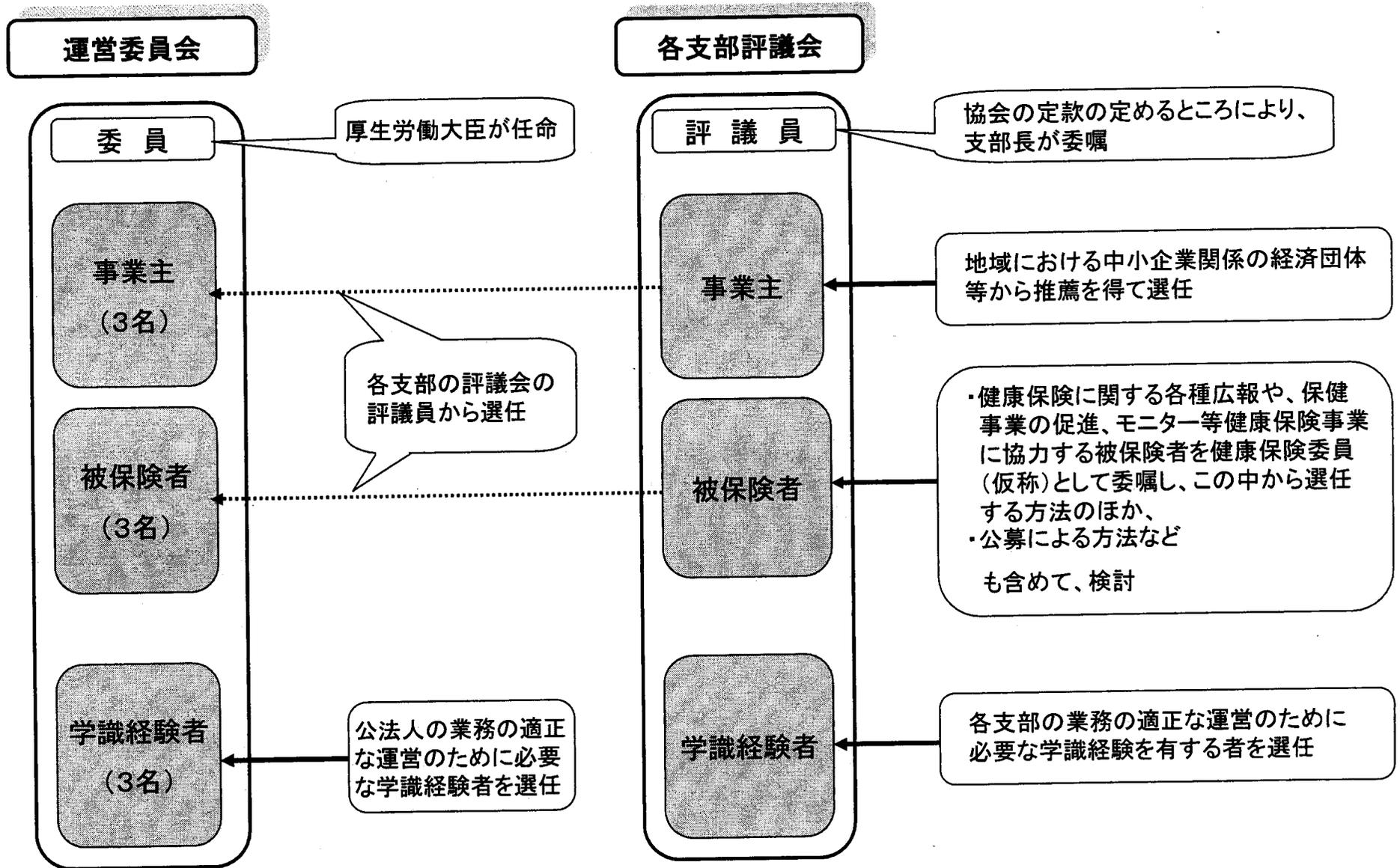
4. 設立に係る措置等

- 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、定款の作成、事業計画の作成等の設立に関する事務を処理させる。
- 設立委員は、協会の職員の労働条件及び採用基準を作成する。社会保険庁からの職員の採用については、社会保険庁長官を通じて、募集を行う。
- 協会の成立の際、健康保険事業に関して国が有する資産及び負債は、政令で定めるものを除き、協会が承継する。
- 上記のほか、所要の経過措置を講ずる。

5. 施行期日

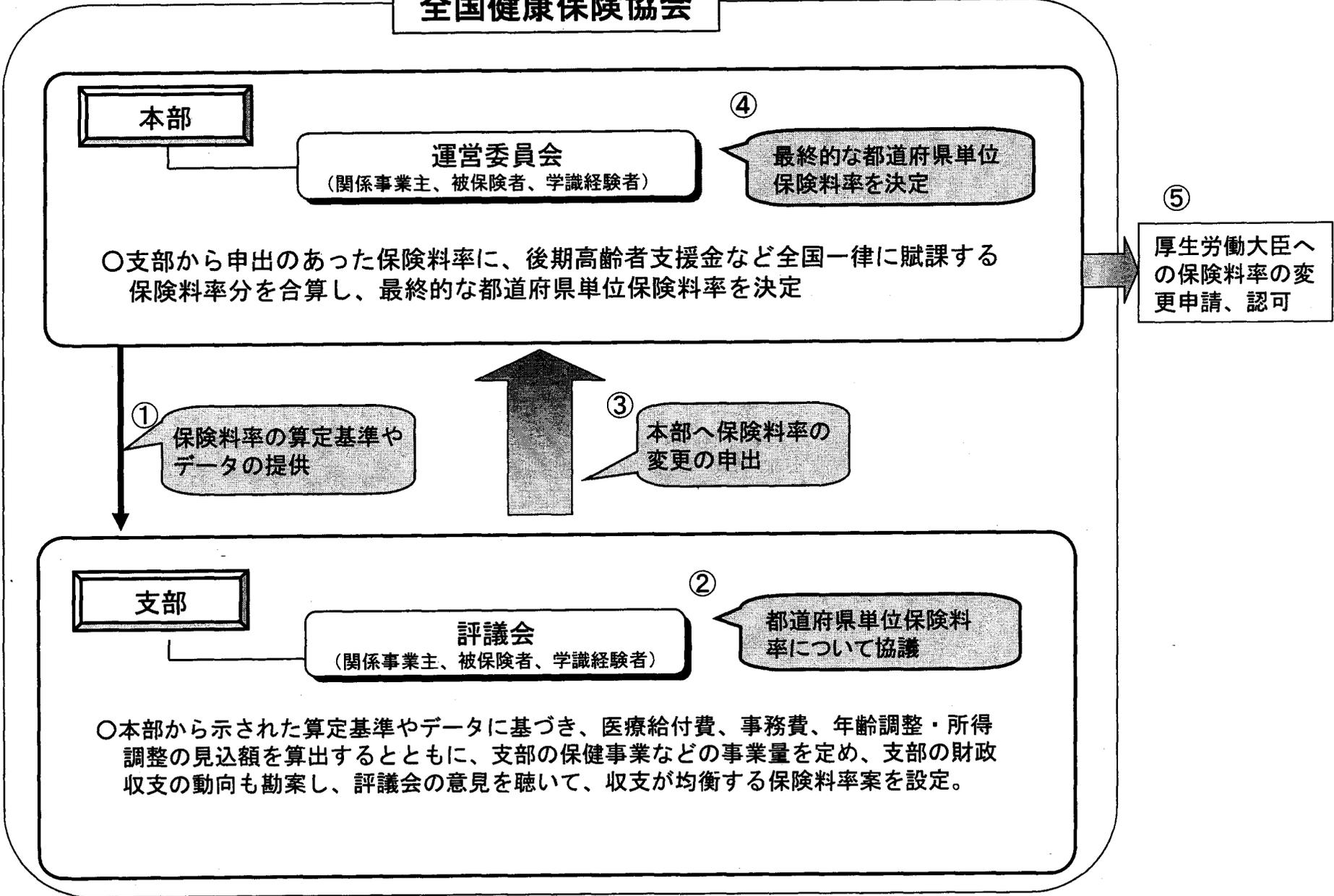
- 施行期日は、平成20年10月1日とする。ただし、設立委員の関係については、平成18年10月1日から施行する。

運営委員会の委員及び評議会の評議員の選任のイメージ



保険料率の決定プロセス

全国健康保険協会

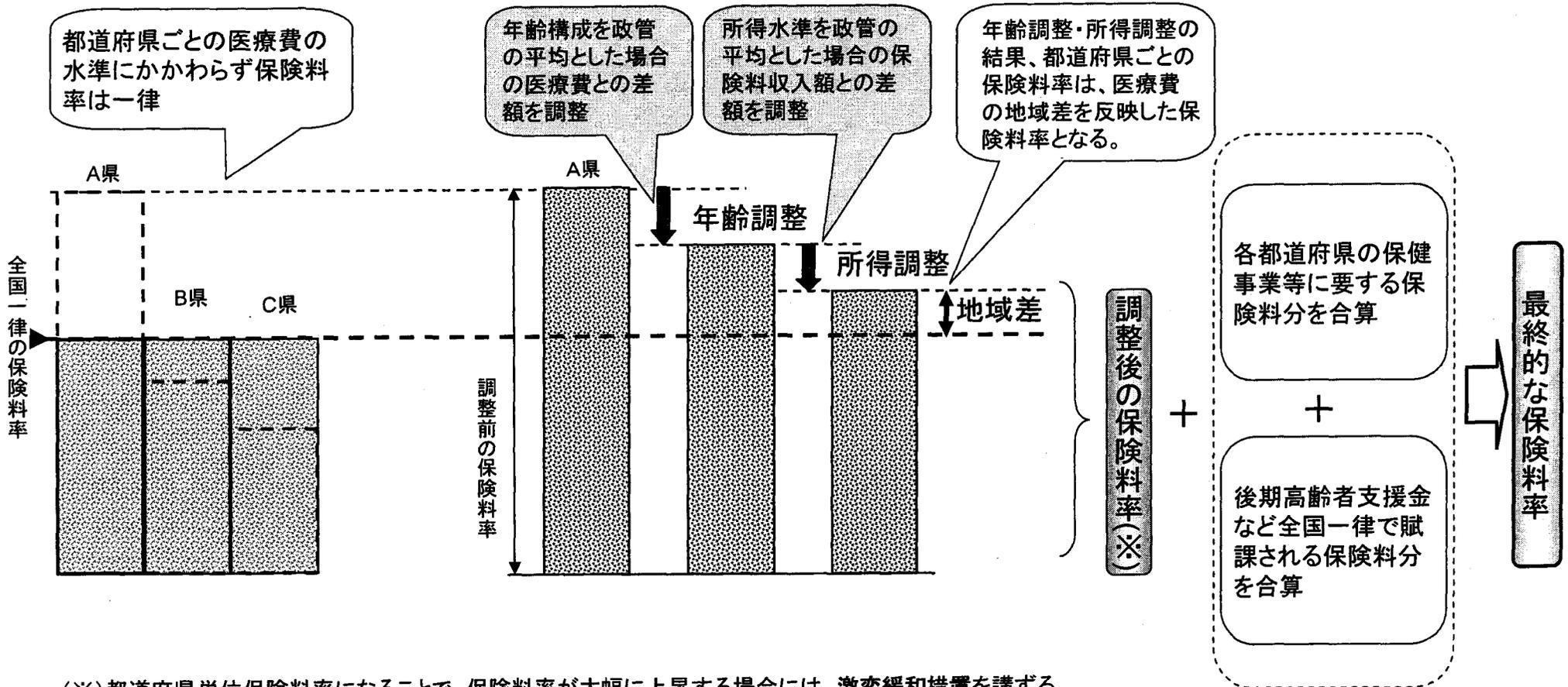


都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

全国一本の保険料率(現行)

都道府県単位保険料率(改正後): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



(※) 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講ずる。

都道府県単位保険料率の機械的試算(平成15年度)

都道府県ごとの年齢構成の差に起因する医療費を調整。

都道府県ごとの所得格差を平準化し、負担額を調整。

都道府県ごとの年齢構成や所得格差は調整されるため、保険料率は、医療費の地域差を反映。

左記の都道府県ごとの若人医療給付費分の保険料率に、全国一律で賦課される老健拠出金等に要する保険料率(39%(*1))を加えたもの。

	調整前の保険料率(若人医療給付費分) (a)	調整(b)		調整後の保険料率(若人医療給付費分) (a+b)	最終的な保険料率 (a+b+39%)		調整前の保険料率(若人医療給付費分) (a)	調整(b)		調整後の保険料率(若人医療給付費分) (a+b)	最終的な保険料率 (a+b+39%)
		年齢調整	所得調整					年齢調整	所得調整		
全国平均	42	-	-	42	81	三重	40	0	1	41	80
北海道	53	▲1	▲3	48	87	滋賀	39	0	0	40	79
青森	50	1	▲8	43	82	京都	40	▲0	1	41	80
岩手	49	▲0	▲7	42	81	大阪	42	▲0	2	43	82
宮城	45	0	▲4	41	80	兵庫	41	0	0	42	81
秋田	52	▲1	▲7	44	83	奈良	45	▲0	▲2	42	82
山形	43	1	▲4	39	79	和歌山	46	1	▲4	43	82
福島	45	1	▲5	41	80	鳥取	46	0	▲4	42	81
茨城	38	1	1	39	78	島根	46	▲0	▲3	42	82
栃木	39	1	1	40	79	岡山	45	▲0	▲2	43	82
群馬	39	▲0	▲0	39	78	広島	44	0	▲1	43	83
埼玉	36	▲1	3	38	78	山口	45	▲1	▲2	42	82
千葉	37	▲1	3	39	78	徳島	50	0	▲3	46	86
東京	33	▲1	8	40	79	香川	46	▲0	▲2	44	83
神奈川	36	▲1	6	41	80	愛媛	45	1	▲4	42	81
新潟	43	0	▲4	40	79	高知	45	0	▲2	44	83
富山	42	▲1	2	42	82	福岡	47	1	▲3	45	84
石川	43	▲0	1	43	83	佐賀	51	1	▲7	45	84
福井	39	0	1	41	80	長崎	50	2	▲7	44	83
山梨	39	0	0	40	79	熊本	48	1	▲6	43	83
長野	37	▲1	0	37	76	大分	51	▲0	▲6	44	83
岐阜	41	▲0	▲0	41	80	宮崎	48	2	▲8	42	81
静岡	36	0	3	39	79	鹿児島	48	2	▲8	42	81
愛知	37	0	3	41	80	沖縄	51	5	▲17	39	78

(※1) 保険料率39%の内訳は、老健拠出金分(約24%)、退職拠出金分(約9%)、傷病手当金等の現金給付分(約4%)、保健事業等(約2%)

(※2) 事業所の所在地に着目して都道府県を区分している

(※3) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある